

**Q1** どんな業種でどれくらいの件数のリコールがあるのか?  
家電以外に「リコール」ってあまり起こらないのでは?

### A. 幅広い品目でリコールは実施されています。

業種	件数	業種	件数
家電製品	683	住居品	427
食料品	250	建物・設備	183
保健衛生品	223	文具・娯楽用品	308
被服品	348	光熱水品	5

※件数は平成27年12月29日現在(車両・乗り物のリコールを除く)  
<出典>消費者庁ホームページリコール情報検索

**Q3** 「リコール」は不良品の回収に関わる費用を負担すればいいの?

### A. そんなことはありません。

■ 例えばこの様な費用がかかる場合があります。

- 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。)
- 回収生産物か否かまたは不具合の有無について確認するための費用
- 回収生産物または代替品の輸送費用
- 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
- リコールの実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- リコールの実施により生じる出張費および宿泊費等
- 回収生産物の廃棄費用

**Q4** 「リコール」って実施するとどれくらい費用がかかるの?

### A. 数千万円の費用がかかる場合もあります。

費用		
金額	項目	内容
約8,800万円	社告費用	全国紙4紙に4段広告(約14cm×約35cm)を掲載
約2,900万円	廃棄費用	化学物質が混入した食品約700tの廃棄費用
約200万円/月	通信費用	製品を回収するにあたり、コールセンターを立ち上げたため、オペレーター人件費、設備代、通話代等の費用が発生
約700万円/月	輸送費用・貸借費用	回収した製品の輸送費および保管目的で貸借した倉庫料

※費用の内容は実際の事故例に基づき東京海上日動火災で作成した見込値です。

これだけ身近なリスクで費用もかかる「リコール」への対策をするために“充実補償リコール特約”をご用意しています。  
すでに限定補償リコール特約にご加入の方もさらに補償の厚い“充実補償リコール特約”へのご加入をオススメします。

引受保険会社(2018年度) 本保険制度の引受保険会社は、以下のとおりです(50音順)。

◆印の保険会社は「限定補償リコール特約」を扱っています。  
◆印の保険会社は「充実補償リコール特約」を扱っています。

会社名	コード
◇◆ あいおいニッセイ同和損害保険	08
◇◆ 共栄火災海上保険	02
◇◆ 現代海上火災保険	96

会社名	コード
◇ セコム損害保険	11
◇◆ 損保ジャパン日本興亜	17
◇◆ 大同火災海上保険	22

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社(現代海上火災保険を除く)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社(現代海上火災保険を除く)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行なうことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時  
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

ご連絡先

募集代理店

募集代理店所属保険会社

団体名等

〒656-0025 兵庫県洲本市本町3丁目3-25  
洲本商工会議所  
TEL 0799-22-2571 FAX 0799-24-1550

# 中小企業 PL保険制度

生産物賠償責任保険  
(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

## 商工3団体による中小企業会員のための全国制度

【中小企業のための専用商品設計による保険料制度】



さらに

「充実補償リコール特約」または「限定補償リコール特約」をご用意しています。

- ・製品の不具合によるリコール件数は増加しています。
- ・ひとたびリコールを実施すると、その費用は数千万円となる場合があります。
- ・リコールを実施した場合、経営悪化の可能性があります。



## PL保険制度 生産物賠償責任保険

(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

**1 中小企業のための専用商品設計により  
ご加入いただきやすい保険料を実現!!**

**2 全国で約46,000件の引受実績!!  
制度発足以来、約19,800件を  
超える支払い実績!!**

**3 製造業だけではなく、販売業、飲食店、  
工事業、請負業等幅広い業種が加入対象!!**

### 保険内容

被保険者(補償を受けることが出来る方)が生産・販売しつつ、被保険者の占有を離れた財物<sup>\*1</sup>(生産物)や、被保険者が行った仕事<sup>\*1</sup>の結果が原因で日本国内で発生した対人・対物事故<sup>\*2</sup>が遡及日<sup>\*3</sup>以降に発生し、保険期間中に日本国内において被保険者に対して損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

\*1 加入者証記載の財物・仕事に限ります。  
 \*2 他人の身体または生命を害したことを対人事故、他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)したことを対物事故といいます。  
 \*3 遡及日の詳細については本パンフレット4ページ「ご注意」3をご参照ください。

■「中小企業PL保険制度」の発生事故のうち、約半数が請負業・販売業における事故です。  
 ■請負業の事業者が加入する「請負業者賠償責任保険」では、工事・作業中の事故が対象であり、仕事の終了後、お客様へ引渡し後の事故は補償されません。したがってこれらの事故について補償を受けるためには、PL保険への加入が必要です。

### 製造業

被保険者が製造したオーブントースターが発火し、家屋を全焼させた。

  
損傷額 約6,700万円

### 製造業

被保険者が製造した食品用の袋に製造上の欠陥があつたため、納入先が製造・封入した生クリームが漏出し、損害が発生した。

  
損傷額 約300万円

### 工事業

被保険者が行った防水工事に不備があり、施工後、雨水が建物内に漏れて、内装設備等を汚損させた。

  
損傷額 約1,900万円

### 飲食業

被保険者の飲食店が提供した食事で約200名が食中毒症状を訴えた。調査の結果、卵に付着したサルモネラ菌が原因と判明した。

  
損傷額 約1,400万円

## リコール特約 [任意加入]

**1 選べる2つの特約!!**

**2 充実補償リコール特約なら  
対人・対物事故のおそれにより  
実施する「リコール」も補償!!**

#### 対人・対物事故のおそれによるリコールについて

次の事由が生じた生産物は、対人・対物事故を発生させるおそれがあるものとみなし、その生産物のリコールを実施することにより生じた費用は補償の対象となります。

- ・所定の法令により禁止されている製品等の製造・販売 等
- ・品質保持期限の誤表示等
- ・名称・保存方法・添加物等の所定の表示事項について、食品表示法に基づく「食品表示基準」に従った表示がされていないこと
- ・食品・医薬品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます)

### 保険内容

被保険者が生産物<sup>\*4</sup>のかしに起因して、リコール<sup>\*5</sup>を実施することにより生じた費用<sup>\*6</sup>を負担することによる損害を補償します。他人の身体障害・財物(生産物を除きます)損壊(以下「対人・対物事故」といいます。)が実際に発生した場合のほか、それを発生させるおそれ<sup>\*7</sup>がある生産物に対して実施されるリコールにより生じた費用を負担することによる損害も対象となります。

被保険者が生産物<sup>\*4</sup>のかしに起因して、リコール<sup>\*8</sup>を実施することにより生じた費用<sup>\*6</sup>を負担することによる損害を補償します。ただし、他人の生命・身体・財物に関し、以下(a)～(d)の事故(重大事故)が実際に発生した場合に限ります。

- (a) 死亡・後遺障害
- (b) 治療に要する期間(傷害を被った日または発病日から治癒するまでに要した期間をいいます。)が30日以上となる傷害・疾病
- (c) 一酸化炭素中毒
- (d) 火災による財物の焼損

\*4 リコール特約における「生産物」には、PL保険制度で規定する「生産物」のほか、それを原材料・部品・容器・包装として使用し製造・加工された財物、これに付随して提供される景品を含みます。

\*5 充実補償リコール特約における「リコール」とは、対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的とする回収、検査、修理等の措置をいいます。

\*6 リコールが被保険者以外の者により実施され、その費用を被保険者が法律上の損害賠償金として負担する場合も含みます。

\*7 消費期限等の品質保持期限に関する表示漏れ・誤りまたは食品衛生法等所定の法令により禁止されている製品もしくはその原材料・部品・容器・包装の製造・販売等、名称・保存方法・添加物等の所定の表示事項について、食品表示法に基づく「食品表示基準」に従った表示がされていないこと、食品・医薬品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます)が生じた生産物については、対人・対物事故を発生させるおそれがあるものとみなします。

\*8 限定補償リコール特約における「リコール」とは、上記(a)～(d)の重大事故が発生した際に、その拡大の防止を目的とする回収、検査、修理等の措置をいいます。

**3 制度発足11年間で  
約12,400件の加入実績!!**

**4 部品製造事業者も対象!!**

**5 販売事業者のリスクも補償!!**

### 充実補償リコール特約

### 限定補償リコール特約

### 事例

#### 充実 ○ 限定 ×



製造したイスの脚が折れてケガをするおそれがあることが判明したため、回収を行った。

#### 充実 ○ 限定 ×



製造した化粧品の使用期限の期日が誤って表示されていたため、回収を行った。

#### 充実 ○ 限定 ×



販売した冷凍野菜から食品衛生法上の基準を超える残留農薬が検出されたため、回収を行った。

#### 充実 ○ 限定 ○



液晶テレビのトランジスタ回路の不良が原因で、漏電によりテレビ台が焼損。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して、損害を一部求償した。

#### 充実 ○ 限定 ○



魚介の缶詰に細菌が混入しており、食べた消費者が後遺障害を負った。製造メーカーがリコールを実施した。

#### 充実 ○ 限定 ○



ガス暖房機の構造の欠陥が原因で、一酸化炭素中毒による死者が出た。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して、損害を一部求償した。

\* 保険金のお支払いにつきましては、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 保険期間中に引受け保険会社に対してリコール実施決定の通知が行われていること
- ② リコールの対象となる生産物が日本国内に存在すること
- ③ 充実補償リコール特約 次のいずれかの事由により、リコール実施や対人・対物事故の発生またはそのおそれが客観的に明らかになること

■ 被保険者またはリコール実施者の行政庁に対する文書による届出・報告等

■ 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告(インターネットのみによるものを除く) ■ リコール実施についての行政庁の命令

限定補償リコール特約 次のいずれかの事由により、リコール実施が客観的に明らかになること

■ 被保険者またはリコール実施者の行政庁に対する文書による届出・報告等 ■ リコール実施についての行政庁の命令

\* 初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物のリコール費用については、お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

\* 複数業種ある場合は、リコール特約対象業種のみ本特約にご加入いただけます。

# 補償内容とご加入タイプについて

## PL保険制度

### 1 お支払いする保険金・保険金お支払い方法

以下の損害が保険金のお支払いの対象となります。

- ①被害者に対し法律上支払責任を負う損害賠償金
- ②賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要です
- ③保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損

#### ＜保険金のお支払方法＞

- ・①損害賠償金はその損害額から免責金額(自己負担額)を控除して、支払限度額を限度にお支払いします。
- ・②～⑤は、実額をお支払いします。ただし、②の争訟費用について①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。

### 2 保険金のお支払いの対象とならない主な場合

次の事由等によって生じた損害については保険金をお支払いできません。

- ・ご契約者・被保険者の故意
- ・戦争、変乱、労働争議、騒じよう、暴動や地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ・従業員の業務従事中の傷害、疾病およびこれらによる後遺障害・死亡に起因する賠償責任
- ・排水、排気(煙を含みます)に起因する賠償責任
- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- ・生産物自体、または仕事の目的物のうち事故原因となった作業が加えられた(加えられるべきであった場合を含みます)財物自体の損壊、修理、交換、使用不能(財物の一部のかしまたは欠陥によるその財物の他の部分の損壊、修理、交換または使用不能を含みます)
- ・生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物のリコール費用(生産物のリコール費用についてはリコール特約で対応いたします。なお、特約付帯の有無にかかわらず、必要なリコール等の措置は適切に講じていただく必要があります。)
- ・日本国外で発生した対人・対物事故または日本国外でなされた損害賠償請求、日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合の提起者に係る一切の損害
- ・溯及日<sup>※9</sup>より前に発生した対人・対物事故
- ・医薬品・医療部外品・医療機器<sup>※10</sup>、食品、農薬について生産物の意図または期待された効能が発揮できなかったことに起因する損害
- ・対人・対物事故が発生せずに、経済損害のみが発生した事故
- ・対人・対物事故が発生しない精神的被害 等

\*9 遷及日の詳細については本パンフレット4ページ「ご注意」3をご参照ください。

\*10 保険の対象となる「生産物」または「仕事」が医薬品等またはその製造もしくは販売(小分けを含みます。)である場合については、付帯される「医薬品等に関する特約」により、上記の他にも特有の免責があります。詳細は募集代理店または引受保険会社にお問い合わせいただき、契約者である団体の代表者の方にお渡してあります保険約款をご参照ください。

## リコール特約 [任意加入]

### 充実補償リコール特約

#### 1 お支払いする保険金・保険金お支払い方法

保険金お支払いの対象となる費用は次のとおりです。ただし、生産物のリコールを実施するうえで必要かつ有益な費用で、リコールの実施を目的とするものに限ります。また、引受保険会社が通知を受けた日以後1年内に被保険者が費用を負担することによって被る損害(※1)に対して保険金をお支払いします。

(※1)リコールが被保険者以外の方によって実施される場合は、「回収決定日以後1年内にリコール実施者に生じた費用について、被保険者が損害賠償金を負担することによって被る損害」と読み替えます。

- ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。)
- ③回収生産物が否かまではかしの有無について確認するための費用
- ④回収生産物の修理費用
- ⑤代替品の製造原価または仕入原価
- ⑥回収生産物と引換に返還するその生産物の対価(被保険者またはリコール実施者の利益を控除した後の金額とします。)
- ⑦回収生産物または代替品の輸送費用
- ⑧回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用

#### ＜保険金のお支払方法＞

1回のリコールについてお支払いする保険金の額は、次の算式によります。ただし、1被保険者に対して1回のリコールおよび保険期間につきご加入タイプの支払限度額(1億円あるいは3,000万円)が限度となります。

お支払いする保険金の額=損害の額(他人から回収した金額があるときはそれを控除した額)×縮小支払割合(90%)

\*11 「縮小支払割合」は上記①～⑫の費用については90%、⑬⑭の費用については100%とします。

なお、継続契約の場合において、ご契約者または被保険者が回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことをこの保険契約の開始時より前に知ったまたは知ったと判断できる合理的な理由があるときは、保険会社は、次の i、ii のうちいずれか低い金額を保険金としてお支払いします。

i この保険契約のお支払条件により算出された保険金の支払責任額

ii 回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことを知ったときまたは知ったと判断できる合理的な理由があるときのリコール特約付保険契約のお支払条件により算出された保険金の支払責任額

●次の費用はご加入の支払限度額(1億円あるいは3,000万円)の内枠で、1回のリコールおよび保険期間中につきそれぞれ次の金額を限度とします。

⑫信頼回復広告費用 500万円 ⑬在庫品廃棄費用 200万円

### 2 保険金のお支払いの対象とならない主な場合

- ①自動車・原動機付自転車・自転車・電池・ACアダプター・充電器・チャイルドシート・血液製剤・たばこ・電子たばこ・武器・航空機が生産物またはその原材料・部品・容器・包装である場合は、そのかしに起因する生産物の回収等により生じた損害
- ②保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による事故の発生もしくはそのおそれまたは法令違反
- ③戦争、変乱、暴動、騒じようまたは労働争議
- ④生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗等
- ⑤消費期限等の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
- ⑥核燃料物質等の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- ⑦生産物の修理または代替品のかしまたは異物混入のおそれ

## リコール特約 [任意加入]

### 限定補償リコール特約

#### 1 お支払いする保険金・保険金お支払い方法

保険金お支払いの対象となる費用は次のとおりです。ただし、生産物のリコールを実施するうえで必要かつ有益な費用で、リコールの実施を目的とするものに限ります。また、引受保険会社が通知を受けた日以後1年内に被保険者が費用を負担することによって被る損害(※1)に対して保険金をお支払いします。

(※1)リコールが被保険者以外の方によって実施される場合は、「回収決定日以後1年内にリコール実施者に生じた費用について、被保険者が損害賠償金を負担することによって被る損害」と読み替えます。

- ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。)
- ③回収生産物が否かまではかしの有無について確認するための費用
- ④回収生産物または代替品の輸送費用
- ⑤回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用

⑥回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分(※2)

⑦回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等(※2)

⑧回収生産物の廃棄費用

(※2)回収生産物の修理または代替品の製造もしくは仕入にかかるものを除きます。

⑨回収生産物の修理費用、代替品の製造・仕入費用、お客様への返金費用等は対象となりませんのでご注意ください。

### 2 保険金のお支払いの対象とならない主な場合

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による重大事故の発生もしくは法令違反
- ②保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人以外の者による脅迫行為・加害行為
- ③生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗等

④消費期限等の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等

⑤核燃料物質等の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用

⑥生産物の修理または代替品のかし

⑦初年度契約の保険期間の初日前以前に被保険者の占有を離れた生産物の回収等

⑧保険契約者、被保険者が初年度契約の保険期間の開始時より前に重大事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたとき、または知っていたと判断できる合理的な理由があるとき 等 詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡してあります保険約款をご参照ください。

#### ＜保険金のお支払方法＞

1回のリコールについてお支払いする保険金の額は、次の算式によります。ただし、1被保険者に対して1回のリコールおよび保険期間につきご加入タイプの支払限度額(1億円あるいは3,000万円)が限度となります。

お支払いする保険金の額=損害の額(他人から回収した金額があるときはそれを控除した額)×縮小支払割合(90%)

なお、継続契約の場合において、ご契約者または被保険者が回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことをこの保険契約の開始時より前に知ったまたは知ったと判断できる合理的な理由があるときは、保険会社は、次の i、ii のうちいずれか低い金額を保険金としてお支払いします。

i この保険契約のお支払条件により算出された保険金の支払責任額

ii 回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことを知ったときまたは知ったと判断できる合理的な理由があるときのリコール特約付保険契約のお支払条件により算出された保険金の支払責任額

## PL保険制度

次の4タイプからお選びください。

### 支払限度額 <1請求および保険期間中、対人・対物共通(合算)>

S型	A型	B型	C型
5,000 万円	1億円	2億円	3億円

### 免責金額(自己負担額) <1請求あたり>

3万円

●「食中毒利益担保特約」のご案内:飲食店、食品製造業、食品販売業の各事業者の皆様は、食中毒の発生により営業が休止または阻害された場合の喪失利益等を補償する「食中毒利益担保特約」にご契約いただくことができます。詳細は募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

●1回のリコールおよび保険期間中の支払限度額3,000万円(縮小支払割合90%<sup>※12</sup>)

※12 リコール特約は、損害の額に縮小支払割合90%を乗じた額を保険金としてお支払いいたします。ただし、充実補償リコール特約でお支払いする費用のうち、在庫品廃棄費用とコンサルティング費用については縮小支払割合100%となります。



ご注意

### 1 保険証券総支払限度額の設定

### 2 次年度以降の保険料の調整

### 3 遷及日

・本制度においては、加入者の個々の支払限度額とは別に、加入者数に応じて契約全体での支払限度額(保険証券総支払限度額)が、200億円を下限とし、「加入者数×1億円×(0.5% ~ 2.0%)」で設定されます。

・この契約全体でお支払いした法律上の損害賠償金<sup>※13</sup>の額が、保険証券総支払限度額に達したときは、ご契約者から所定の期間内において総支払限度額を増額する請求がなされ、引受保険会社がこれを承認する等の手続きが行われない限り、以後法律上の損害賠償金<sup>※13</sup>をお支払いすることができません。

・なお、保険金は加入者の損害(賠償金、争訟費用等)が確定し、保険会社に対して保険金請求の手続きが完了した順に支払われます。

※13 左記「PL保険制度 1 お支払いする保険金・保険金お支払い方法」の①の保険金を指します。

・被保険者が、中小企業製造物責任制度対策協議会または全国商工会議所PL団体保険制度用の保険約款に基づく生産物賠償責任保険契約(以下「協議会契約」といいます。)において被保険者となつた最初の日をいいます。ただし、協議会契約において被保険者となつた最初の日からこの保険契約の保険期間の初までの間に非加入期間がある場合において、その非加入期間が保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によって生じたものであるときは、非加入期間が終了した日をいうものとします。

## リコール特約 [任意加入]

### 充実補償リコール特約

3,000万円タイプ

・1回のリコールおよび保険期間中の支払限度額3,000万円(縮小支払割合90%<sup>※12</sup>)

1億円タイプ

・1回のリコールおよび保険期間中の支払限度額1億円(縮小支払割合90%<sup>※12</sup>)

3,000万円タイプ

・1回のリコールおよび保険期間中の支払限度額3,000万円(縮小支払割合90%<sup>※12</sup>)

1億円タイプ

・1回のリコールおよび保険期間中の支払限度額1億円(縮小支払割合90%<sup>※12</sup>)

●加入依頼書の告知事項申告欄3のご回答の事故件数が2件以上となる場合、充実補償リコール特約は付帯いただけません。ただし、その場合であっても、限定補償リコール特約は付帯いただけます。

●加入依頼書の告知事項申告欄3のご回答の事故件数が2件以上となる場合、充実補償リコール特約は付帯いただけません。ただし、その場合であっても、限定補償リコール特約は付帯いただけます。

●リコール特約全てのタイプ共通

なし

●リコール特約全てのタイプ共通

なし

●

# ご加入にあたって

## 1 中小企業PL保険制度に加入できる方

本制度に加入できる方は、**中小企業基本法**に定められている**中小企業者**<sup>14</sup>のうち、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)のいずれかの傘下団体<sup>15</sup>に属する方に限られます。これらの3団体の傘下団体を脱退し、保険期間開始日時点に非会員となった場合は、この保険にはご加入いただけませんのでご注意ください。

- LPガス販売、旅館経営、航空機(部品を含む)製造、専門職業人(税理士、薬局、薬店等)等の方は、本制度の対象にはなりません。
- 工事業等を行っている会員企業様は「リコール特約」を付帯できません。
- 中小企業等協同組合法に規定する組合については、引受保険会社までお問い合わせください。

*14	資本金	従業員数	資本金	従業員数
小売業	5,000万円以下 または 50人以下	卸売業	1億円以下 または 100人以下	
サービス業	5,000万円以下 または 100人以下	製造業 その他	3億円以下 または 300人以下	

\*15 全国各地の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会傘下の協同組合等

## 2 2018年度 募集期間・保険(補償)期間

\*17 8月1日を保険始期日とする中途加入の保険料振込締切日は2018年6月30日(土)となります。保険料振込締切日が、土・日・祝日の場合はその直前の営業日となります。

## 3 保険料の計算方法

貴社の「業種」、「前年度売上高」、お選びいただいた「加入タイプ」(PL保険制度)、リコール特約をセットされる場合はその種類と「加入タイプ」により保険料が算出されます。上記の5点を募集代理店または引受保険会社にお伝えいただければ貴社の保険料を算出いたします。

## 4 保険料のお振込みとご加入手続き

### 更新加入

#### 更新加入のお客様

①「更新加入依頼書」右下の「更新保険料お振込先」に記載している三菱東京UFJ銀行の指定口座へ保険料をお振込みください。

- ・お振込みは、各金融機関<sup>18</sup>の窓口、ATM、インターネットバンキングいずれでも可能です。  
※18 銀行・信託銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・JAバンク(農協等)。ただし、ゆうちょ銀行からのお振込みは、お客様のゆうちょ銀行口座からのみ可能です。
- ・振込手数料はご加入者様の負担となりますので、振込手数料は差し引かずにお振込みください。なお、振込手数料は、振込元金融機関・振込方法・振込金額等によって異なりますので、ご注意ください。
- ・振込口座はお間違えのないようにご注意ください。振込口座を間違えた場合、入金が確認できずに契約が成立しない可能性があります。
- ・指定の振込口座は更新保険料お振込み時1回のみご利用いただけます。2回目以降のお振込みはできませんのでご注意ください。
- ・更新保険料の振込金額に誤りがあった場合は募集代理店にご連絡ください。
- ②更新保険料をお振込み後、更新加入依頼書右下の「保険料振込日」「振込元金融機関(カナ)」「支店名(カナ)」欄へのご記入をお願いいたします。
- ③更新加入依頼書は更新保険料をお振込みいただいた後、忘れずに募集代理店にご提出ください。保険料のお振込みと加入依頼書のご提出があって、はじめてご加入手続が成立いたします。

### 新規・中途加入

#### 新規(中途)加入のお客様

#### ゆうちょ銀行(郵便局)窓口でのお振込み

保険料をお振込後、ゆうちょ銀行から以下の2点が返却されます。

- ①「振替払込請求書兼受領書」→お客様にて保管してください。
- ②「振替払込受付証明書」→「加入依頼書」(6枚複写)の2枚目(加入者控)をはずし、すみやかに、募集代理店にご提出ください。

①所定の「振替用紙」に払込住所氏名、金額(保険料)の他必要事項をご記入ください。(必ず所属団体用の振替用紙をご使用ください。)

ご注意 所属団体ごとに、振替用紙が別になっています。区別を明らかにするため、用紙のタイトルが色分けされています。

・日本商工会議所 青色 ・全国商工会連合会 緑色 ・全国中小企業団体中央会 ローズ色

全国商工会議所PL団体保険制度<sup>19</sup>中堅・大企業向の振替用紙はご使用になれませんのでご注意ください。

②ご記入された「振替用紙」を使用し、最寄りのゆうちょ銀行(郵便局)窓口から保険料をお振込みください。(払込手数料は払込人負担となっておりますのでご注意ください。)2007年1月から、金融機関での10万円を超えるお振込み時には本人確認(登記事項証明書、印鑑登録証明書等の提示)が求められることになりました。これに伴い、本保険制度につきましても、お振込みいただく保険料が10万円を超える場合には、窓口で本人確認が求められます。本保険制度の保険料をお振込みいただく際は、ご面倒をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

③加入依頼書に必要事項をご記入・押印のうえ、6枚目(加入者控)をはずし、すみやかに、募集代理店にご提出ください。

## 万一事故が発生した場合

### リコール特約

リコール実施決定の原因となる事故の発生またはそのそれを知ったときには、遅滞なくその事故または原因もしくは事由の具体的な状況等を、書面にて加入手続きをされた募集代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。また、通知のあった「損害賠償請求をなされるおそれのある事故または事由」に起因して保険期間終了後5年内に請求がなされた場合には、この保険契約の保険期間の末日をもって請求がなされたものとみなします(末日まで保険が有効であった場合に限ります)。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。また、保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

### PL保険制度

損害賠償請求がなされた場合、損害賠償請求がなされるおそれのある事故またはその原因となる事由が発生したことを知ったときには、遅滞なく、その事故または事由の具体的な状況等を、書面にて加入手続きをされた募集代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。また、通知のあった「損害賠償請求をなされるおそれのある事故または事由」に起因して保険期間終了後5年内に請求がなされた場合には、この保険契約の保険期間の末日をもって請求がなされたものとみなします(末日まで保険が有効であった場合に限ります)。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

【ご連絡いただく主な事項】・事故発生の日時・場所・事故の原因・状況・被害者の住所・氏名・受けた損害賠償請求の内容

・保険契約の内容(加入者名、加入者番号、加入タイプ等。後日送付される加入者証にてご確認ください。)・その他の必要事項

<示談交渉サービスは行いません>この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に、被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。なお、引受保険会社の同意を得ないで、被保険者側で示談締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者<sup>19</sup>は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者<sup>19</sup>が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者<sup>19</sup>に弁済をした金額または被害者<sup>19</sup>の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者<sup>19</sup>に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者<sup>19</sup>が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者<sup>19</sup>に対して直接、保険金を支払う場合

\*19 リコール特約においては、リコール実施者と読み替えます。

- 告知義務:加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれら的事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 通知義務:ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- 重大事由による解除について:以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ・契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等
- 他の保険契約等がある場合:この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次とおり保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●この保険契約は本パンフレット記載の引受保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が事務管理部分について幹事保険会社として他の引受保険会社の代理・代行を行います。

・パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保険期間の終了まで保管してご利用ください。

・保険期間中の「ご加入タイプの変更」はできませんのでご注意ください。

・リコール特約は保険期間中の「中途付帯」はできません。よって、リコール特約の加入をご希望される場合は、中小企業PL保険制度加入時(更新時を含む)にご加入いただきますようよろしくお願いいたします。

1 現在のご契約について保険金請求忘れないか、今一度確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明な点がありましたらすぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2018年7月1日以降の補償内容です。それ以前の補償内容と異なることがありますので、ご注意ください。

2 加入者証は加入内容を確認する大事なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりの加入内容になっているかどうかご確認ください。なお、本制度は団体契約であるため、加入者証のお届けが始期日以降になる可能性がありますのであらかじめご了承ください。もちろん補償はお手続日に応じた始期日からスタートしておりますのでご安心ください。

3 パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保険期間の終了まで保管してご利用ください。

4 保険期間中の「ご加入タイプの変更」はできませんのでご注意ください。

5 リコール特約は保険期間中の「中途付帯」はできません。よって、リコール特約の加入をご希望される場合は、中小企業PL保険制度加入時(更新時を含む)にご加入いただきますようよろしくお願いいたします。

### その他注意点